平成２５年（フ）第１８号
石川県珠洲市若山町中４の部18番地
債務者　作田　幸子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第１０４号
三重県鈴鹿市東磯山２丁目６番２号　市営団地潮風の街磯山Ｊ棟５
債務者　川元　軍旗
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３３８号
神戸市須磨区横尾７丁目３番地79号棟504号
債務者　橋本　敦子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４６号
神戸市須磨区白川台１丁目35番地の２　市住３―303号
債務者　狭川　慶子（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８１号
神戸市兵庫区東出町２丁目５番18号　的場ハイツ102、従前の住所神戸市兵庫区佐比江町52番地　畑マンション102
債務者　大﨑　聡子（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３４号
兵庫県川西市笹部２丁目13番１号３―203
債務者　髙耒　卓弥
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第２７号
鳥取県西伯郡南部町八金635番地の２
債務者　井上　良平
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第４２号
鳥取県境港市新屋町1273番地　コリーヌＨＡＬ101号
債務者　干山　浩一
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第２０号
福岡県筑後市大字井田314番地　市営住宅井田団地241号
債務者　柴原ナミヱ
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第１５１号
大分県臼杵市大字市浜482番地
債務者　三苫　　翼
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２０号
宮崎市田野町乙10905番地52　県営住宅201棟３号
債務者　中武　智貴
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３３号
宮崎市佐土原町下田島19540番地５
債務者　高野　　香
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３４号
宮崎市大字郡司分甲1020番地１
債務者　田中ミチ子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３５号
宮崎市田代町183番地10　サンパルＢ棟205号
債務者　富永かおり
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４９号
宮崎県都城市早水町18号５番地アピアコート408号
債務者　金本　雅裕
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第５９号
福島県伊達市梁川町字桜岳66番地　市住Ｃ―５、従前の住所福島市小倉寺字鬼石７番地の３
債務者　古川　儀美
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第６０号
福島県伊達市箱崎字沖95番地５
債務者　安藤　香織
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福島地方裁判所